

住民監査請求（夜間自転車盗監視業務委託）監査結果について（概要）

平成 22 年 3 月 19 日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人（7 人）に通知しました。

1 請求の要旨

大阪市は、国の緊急雇用対策基金を活用して、平成 21 年 9 月から平成 22 年 3 月までの 6 か月間、自転車盗監視業務を有限会社ソリッドワーカー（以下「業者」という。）に業務委託契約を結んだ。ところが、業者は市との契約内容に違反して、警戒業務日誌（以下「業務日誌」という。）を改ざんし、市から不正に給与等の支払いを請求していた。市長は、市が支払う必要のない給与はもとより、契約内容に反して得た業者の不当利得について返還請求権を行使するなど必要な措置を講ずるよう、監査委員の勧告を求める。

業務内容は、厳しい経済情勢による解雇などで急激な失業者増に対する国の「緊急雇用創出事業」を市の「自転車盗監視事業」に充て、市内各区の駅周辺を中心に 53 組（2 名一組の就業）106 人を雇用して、平成 21 年 10 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日まで、駐輪場などの自転車盗難防止や違法駐輪防止の巡回・警戒作業を行うものである。事業費 137,361,000 円、落札額 82,416,600 円（税抜き）、時給 780 円、週 5 日労働、午後 5 時から 11 時までの 6 時間労働である。

ある警戒員が 2 名一組の就業が守られず、夜間勤務で危険に対する不安から、会社へ補充を求めたが応じず一人勤務が続いた。警戒員は、市民局を訪れ、毎日終業後に F A X で会社に提出する業務日誌の閲覧を申し出た。ところが、巡回を行う相手が帰省中にもかかわらず、2 人就労に改ざんされた業務日誌が提出されていた。他の警戒員の間でも一人就業が話題になっていた。一人勤務が確認できた業務日誌は 20 日分であるが、他の職場でも一人勤務が確認されていることから、一人勤務の業務日誌が改ざんされていると考えられる。雇用契約内容についても、帽子、ベストなどの買取り額 5,000 円が自己負担と記載されているが、17,000 円が給与から差し引かれているなど、警戒員らの不信任は大きい。

市は、業者とは市役所庁舎の警備をはじめ、区役所や道路管理などの業務契約を行っているが、この際、すべての業務内容を精査し、契約解除あるいは契約金等の支払差止など厳正な措置を講じることが必要である。

よって、監査委員は市長に対して、業者の不当利得返還請求権の行使及び関係者らに必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

2 請求の受理

- ・本件請求は、平成 21 年 9 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までを契約期間とする夜間自転車盗監視委託業務のうち業務日誌の改ざんが確認できるとされる 20 日分に係る委託料につき、市が業者に対する返還請求権の行使を怠るなど、本市職員等による「財産（債権）の管理を怠る事実」について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理するものとする。

3 監査の結果

- ・本件請求は、平成 21 年 9 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までを契約期間とする夜間自転車盗監視委託業務のうち業務日誌の改ざんが確認できるとされる 20 日分について、市が契約受託者である業者に対し、返還請求権の行使を怠るなど、本市職員等に違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとしてなされたものと解される。
- ・請求人は、業者が契約期間中の特定 20 日における業務日誌において、1 名しか従事していないにもかかわらず 2 名就労と改ざんしており、契約内容に反して得た業者の不当利得について、市長は返還請求権を行使するなど必要な措置を講じる必要がある旨主張する。

この点、監査対象局は、元警戒員からの通報を受けた平成 22 年 2 月 12 日以降、業者への立入り検査や警戒員へのヒアリングなどの調査を行い、不適正な勤務実態が確認されたことから、本件委託契約を解除するとともに、違約金相当額（契約金額の 5%相当額）及び請求人が主張する 20 日分を含む不適正な勤務実態が明らかとなった本市の損害金相当額を委託料から差し引いて支払うこととしている旨説明する。

- ・本市職員等としては、契約が適正に履行されているか調査した結果、契約違反等が判明し相手方に対し債権を行使できるにもかかわらず、相当期間行使しない場合は、正当化する特段の事情がない限り財産（債権）の管理を怠るものとして違法となるべきである。
- ・これを本件請求についてみると、監査対象局は、平成 22 年 2 月 12 日に元警戒員からの通報を受けた後、2 月中に複数回にわたり現場調査を行い、2 月 19 日に 1 月分以降の委託料の支払いを停止し、3 月に警戒員等へのヒアリングや業者へ立入り検査を行った結果、3 月 25 日付けで契約を解除するとともに、契約金額の 5%相当額の違約金及び同日までに確定された損害金相当額（本件対象の 20 日分のうち 10 日分を含む。）を減じて、4 月 6 日に 1 月及び 2 月分の委託料の支払いを行った。また、本件対象の 20 日分のうち残る 10 日分についても、追加調査により、不適正な支出であることを確認し、他に確認中のものも含めて 5 月中に損害金相当額を減じたうえで、平成 22 年 3 月分の委託料の支払いを行うこととしている。
- ・以上のことからすると、本件通報後の監査対象局の対応は、少なくとも業者等への調査を遅れることなく開始し、業者の契約違反等が明らかになった後速やかに本件委託契約を解除し、同契約に基づく違約金相当額を回収するとともに、不適正な勤務実態に伴う本市の損害金相当額についても速やかに回収するよう努めているものと言うべきであって、発生した債権が特段の事情なく相当期間にわたり行使されていないとまでは認められず、本市職員等による違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとまでは言えない。

4 結論

以上の判断により、本件請求には理由がない。（棄却）

（意見）

- ・本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、監査対象局による関係者へのヒアリング調査などの結果、監査対象となった 20 日分以外にも業務日誌の改ざんが明らかとなったところであるが、監査対象局においては、業者に対する債権を確定し、適切に債権確保に努めるべきである。
- ・また、契約事項の違反について、通報がなされるまで監査対象局が知りえなかったのであれば業務報告の提出を受けた後の確認が充分ではなかったと言わざるを得ないのであって、業務再開にあたっては、市民からの疑念を招くことのないよう受託者の履行状況をチェックする手法について検討を進め、業務が適切かつ有効に遂行されるよう努めるべきである。